



令和元年度

神奈川県ニホンザル管理事業実施計画

令和元年 5 月

(令和元年 1 2 月変更)

# 目 次

ページ

## I 第4次計画における基本事項

1	基本的な考え方	1
2	計画の目標	1
3	管理の考え方	1
4	管理事業の進め方	2

## II 平成30年度の事業実施状況

1	群れの管理	4
2	被害防除対策	6
3	生息環境整備	8
4	モニタリング	9
5	その他	14

## III 令和元年度の事業実施計画

1	群れの管理	15
2	被害防除対策	23
3	生息環境整備	24
4	モニタリング	24
5	その他	25

## IV 別冊 群れごとの実施計画

## V 別冊 参考資料

# I 第4次計画における基本事項

(第4次神奈川県ニホンザル管理計画：計画期間：平成29年4月1日～令和4年3月31日)

## 1 基本的な考え方

第3次計画に基づく取組みにより、地域個体群の維持や個体数の増加を防止するなどの取組みの成果があった一方、追い上げ先を設定した計画的な群れの追い上げや、群れの出没状況等に応じた個体数調整が行われず、農作物被害や生活被害等の軽減・根絶には至らなかった。

そこで、第4次計画では「各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理する」という考え方を新たに取り入れ、群れごとに計画的な追い上げや個体数調整を行うとともに、あわせて被害防除対策や生息環境整備を進めることにより、地域個体群の安定的な維持を図りつつ、サルと人との棲み分けを図る。

## 2 計画の目標

各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方を新たに取り入れるとともに、第3次計画における「農作物被害の軽減」及び「生活被害・人身被害の根絶」の目標を引き継ぎ、次の3点を目標とする。

- 適正な群れ管理を通じた地域個体群の管理
- 農作物被害の軽減
- 生活被害・人身被害の根絶

## 3 管理の考え方

鳥獣と人との棲み分けを図り、軋轢を解消して共存していく鳥獣被害対策の考え方へ沿って、次のようにサルの管理を行う。

サルは群れ単位で行動する特性があることを踏まえ、群れごとに管理する必要がある。そこで、地域個体群を管理するために、各地域個体群について、全体の状況を考慮しながら各群れを適正な生息域に適正な規模で生息するよう管理する。そのための群れごとの追い上げ目標エリア、目標頭数、個体数調整の方法等について、群れが生息する市町村を中心に地域の関係者や県等を交えて協議した上で、年度ごとに作成する「神奈川県ニホンザル管理事業実施計画」（以下「事業実施計画」という。）で定める。事業実施計画に沿って、地域の関係者、市町村、県等が連携・協力して各群れの対策を実施する。

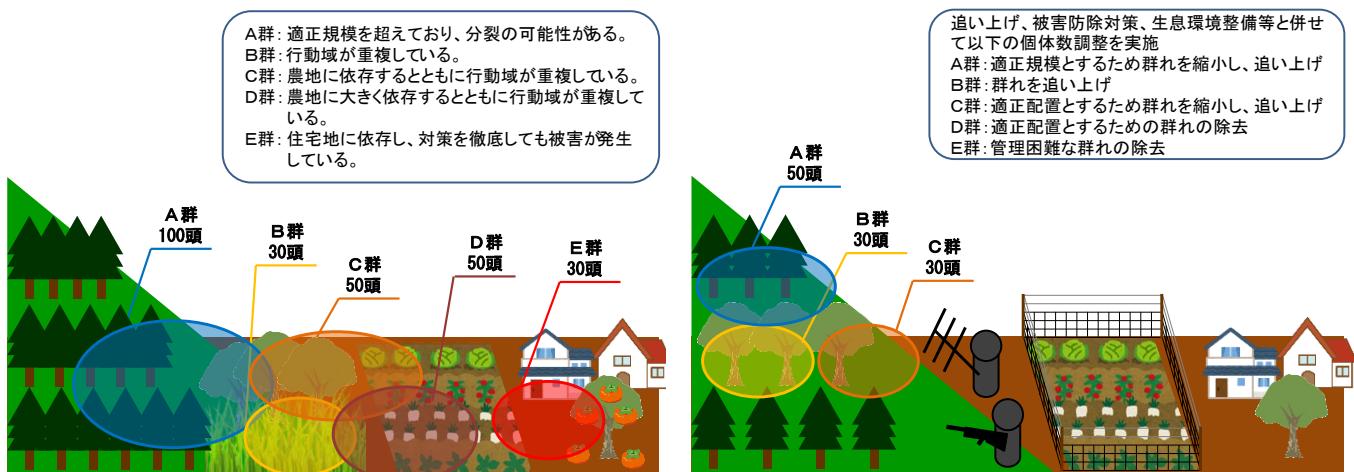
事業実施計画で目標頭数を定める際には、地域個体群の絶滅の危険性を考慮し、地域個体群の維持を図ることを基本とするとともに、群れの分裂及び分派を回避するため、これまでの県内における群れの分裂等の状況を踏まえ、群れの適正な規模として30頭から60頭を目安とする。

群れ管理の効果を十分に発揮させ、効果の持続を図るために集落環境整備や防護柵設置などを組み合わせた地域ぐるみの被害防除対策を徹底するとともに、森林整備を通じて生息環境整備を進める。

サルの生息状況や被害状況、対策の実施状況等を把握することにより、群れの状況や被害防除対策の効果等を把握し、次年度の事業実施計画に反映するとともに、必要に応じて計画及び事業を見直す。

## <現 状>

## <目 標>



## 4 管理事業の進め方

### (1) 管理事業を組み合わせて実施

管理事業は、群れを適正な生息域に適正な規模で配置することを基本に、生息状況、被害状況、地域特性などに応じて、追い上げ及び個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備を効果的に組み合わせて行う。

特に、群れ管理のための追い上げ、被害防除対策のための集落環境整備や追い払い等については、地域が一体となって対策を進める。

### (2) 事業実施計画の策定

県は、管理事業を円滑に推進するため、毎年度事業実施計画を次の手順により定める。

市町村は、各地域県政総合センターと協力して、群れ管理を含めた市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成する。

各地域鳥獣対策協議会は、作成された各市町村の事業実施計画原案等に基づいて、市町村や農業者団体を通じて住民の意見を取り入れながら、地域の事業実施計画案を作成する。

県は、さらにそれを取りまとめ、神奈川県鳥獣総合対策協議会での検討と協議を経て、県全体の事業実施計画を策定する。

県は、市町村と連携して生息状況、被害状況及び対策状況のモニタリングを行い、その結果を市町村等の関係機関と共有するとともに、モニタリング結果等に基づいて管理事業の効果を評価し、次年度の事業実施計画に反映する。

### (3) 実施体制

#### ア 県の取組み

県は、地域鳥獣対策協議会を通じて地域における群れ管理を含む事業実施計画案の作成を調整するとともに、市町村と連携して事業実施計画の進行管理及び生息状況、被害状況、対策状況のモニタリング等を行い、それに基づき管理事業の効果検証等を行う。

管理事業を効果的に進めるため、各地域県政総合センターに設置した地域鳥獣対策協議会を通じて広域的な連携・調整を図る。

また、地域ぐるみの対策を継続的・計画的に推進できるよう、専門職員をかながわ鳥獣被害対策支援センター（以下「支援センター」という。）に配置し、広域的・専門的な観点から、

市町村や農業者団体、農業者等に対して、被害防除対策に関する最新の知見や対策手法に関する情報提供、地域の実情に応じた対策の提案、技術的支援等を行うとともに、環境部門と農政部門が連携して地域ぐるみの取組みを支援する。

また、地域による対策が非常に困難な場合は、県は、市町村と連携して地域の実態を踏まえて対策を強化する。

#### イ 市町村の取組み

市町村は、追い上げ・個体数調整による群れ管理、被害防除対策、生息環境整備等を組み合わせて、市町村における事業実施計画原案及び事業実施計画図案を作成し、神奈川県鳥獣総合対策協議会での協議を経て策定された事業実施計画に基づいて管理事業を推進する。

また、県と連携してサルの出没や地域の被害状況、対策状況を把握し、県に報告するとともに、把握した情報を地域における追い上げ・個体数調整、被害防除対策等に活用する。

さらに、地域全体の被害を軽減するため、必要に応じて県と協力しながら、住民や農業者に対して効果的な対策に関する情報提供や技術指導を行い、地域ぐるみの対策を支援する。

#### ウ 地域ぐるみの取組み

追い上げや被害防除対策の実施に当たっては、地域の関係者が地域のサルに関する問題や目標を共有し、その地域の被害実態やサルの群れの特性に合った対策を地域が主体となって実施することが効果的である。そのため、地域の住民や農業者、市町村、農業者団体、狩猟者団体などが連携・協力し、地域ぐるみで継続的に対策に取り組む。

市町村、県及び農業者団体等は、地域ぐるみの取組みを実施するに当たって、地域に対策技術や知識が蓄積し、取組みが自立的に行われるよう、住民等を中心に群れ管理のための追い上げや集落環境整備などの被害防除対策を実施する体制作りを支援する。

#### エ 関係都県との連携

一部の地域個体群及び地域個体群を構成する群れは、行動域が行政界にまたがることから、県及び市町村は、関係都県及び隣接する市町村と、生息状況、被害状況、捕獲状況及び被害防除対策の実施状況などについて情報交換を行うとともに、管理事業の効果的な実施に向けて連携を図る。

#### オ 神奈川県鳥獣総合対策協議会

学識経験者や関係団体等で構成する神奈川県鳥獣総合対策協議会において、事業実施計画の内容について合意形成を図るとともに、必要な検討、助言及び評価を行う。

事業実施計画の検討、評価等に当たって、神奈川県鳥獣総合対策協議会サル対策専門部会は、モニタリング等の結果をもとに生息状況や管理事業の検討、評価等を行う。

また、ニホンザル管理検討委員会は、事業実施状況及びモニタリングのデータをもとに科学的な検討を行う。

## II 平成30年度の事業実施状況

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）及び、平成30年度神奈川県ニホンザル管理事業実施計画（平成30年5月策定）に基づき、平成30年度の事業を次のとおり実施した。

### 1 群れの管理

#### （1）群れ管理の計画に基づく取組み実施

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとに個体数調整、追い上げの取組みを実施した。また、県では被害状況や対策の実施状況を可視化するため、G I Sの普及に取り組んだ。支援センターでは伊勢原市・秦野市のサルパトロールや、小田原市の追い払い隊、湯河原町の追い払い隊に追い払い等について指導を行った。

##### ア 西湘地域個体群

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進した。
- ・ 各群れについて、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げ実施に向け、湯河原町鍛冶屋、城堀、宮下地区にてT1群を対象としてG P Sを活用した追い上げを試行した。
- ・ 地域個体群の維持を図りつつ、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施した。
- ・ 小田原市片浦地区の住民が中心となり、S N S（L I N E）を活用したサルの出没情報のリアルタイム共有を行った。
- ・ 静岡県、熱海市及び湯河原町と連絡会議を開催し、群れの状況や対策の実施状況等について情報交換等を行った。

##### イ 丹沢地域個体群

- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数、目標年度を群れ別に定め個体数調整を実施した。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについては、追い上げ方向等を予め調整するなど、隣接市町村で連携して追い上げに取り組んだ。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取り組んだ。
- ・ 愛川町は半原地区の住民に回覧板を回し、果樹マップを作製した。その果樹マップを基に集落環境整備や放棄果樹等への対策を行った。

##### ウ 南秋川地域個体群

- ・ 追い上げ及び追い払いを効果的に進めるための個体数調整を実施した。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去に取り組んだ。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、東京都、山梨県及び関係市町村と連絡会議を開催し、近隣の群れの状況や対策の実施状況についての情報交換等を行った。
- ・ 相模原市ではドローンによるニホンザルの追い払いの実証実験を行った。
- ・ 八王子市と神奈川県はお互いが装着したG P S首輪の情報を互いに閲覧可能な状態とした。

## (2) 個体数調整

平成30年度は、適正規模とするための群れの縮小・維持、適正配置とするための群れの縮小・除去、管理困難な群れの除去を目的として、次のとおり個体数調整を実施した。

表1 個体数調整の実施結果

目的	地域 個体群	群れ・集団名	H30 計画数	捕獲数等 (注1)	放獣数 (外数)
適正規模とするための群れの縮小・維持	西湘	T 1	2	1(2)	6
	丹沢	川弟分裂群	15	0	0
		半原群	10	2	0
		鐘ヶ嶽群	4	1	0
		日向群	11	7	12
	南秋川	丹沢湖群	5	0(1)	0
		K 1群	9	0【6】	0
		K 3群	25	20(1)【2】	3
		K 4群	20	10	1
	小計		101	41(4)【8】	22
適正配置とするための群れの縮小	西湘	H群	4	4(4)	2
	丹沢	川弟群	14	0	0
	小計		18	4(4)	2
適正配置とするための群れの除去	丹沢	ダムサイト 分裂群	18(注2)	7	0
		片原群	12(注2)	3	0
		鳶尾群	17(注2)	18(1)	1
		経ヶ岳群	22(注2)	16	0
		煤ヶ谷群	30(注2)	27	0
		大山群	13(注2)	12	0
	南秋川	K 2群	20(注2)	14(1)	2
		小計	132	97(2)	3
管理困難な群れの除去	西湘	S群	5(注2)	1	0
	小計		5	1	0
その他	西湘	P 1群	-	(1)	-
	小計		-	(1)	-
合計			256	143(11)【8】	27
加害個体(ハナレ含)捕獲	小計		-	2	0

注1) 表中( )は交通事故数、自然死亡数で外数、【 】は上野原市の捕獲数で外数。上記以外で清川村内で群れ、性年齢不明の個体が1頭交通事故で死亡した。

注2) 上記頭数の他、平成30年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とした。

平成30年度にはこわな以外の手法で捕獲に取り組んだ群れは以下のとおり。

表2 平成30年度はこわな以外の個体数調整の手法と対象群

銃器捕獲	S群、H群、ダムサイト分裂群、片原群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群
麻醉銃捕獲	S群、鳶尾群
囲いわな捕獲	S群、片原群、鳶尾群、K2群
I C T わな(多頭捕獲が可能な I C T わな)捕獲	鐘ヶ嶽群、煤ヶ谷群、日向群、大山群

### (3) 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、市町村の実施隊、鳥獣被害防止対策協議会の追い払い隊、地域住民等により追い上げを実施した。

支援センターではT1群を対象に、新型G P S首輪(V H F一体型G P S首輪)を活用した追い上げの試行を地域住民や追い払い員と実施した。事業の結果、泊り場の把握や追い上げルート、T1群の移動パターンの把握等を行うことができた。

伊勢原市では、子易群の生息地域に日向群が侵入しないよう、子易地区での組織的な追い上げを実施した。また、支援センターにより伊勢原市・秦野市のサルパトロールに対し、日向群が子易群の生息地域に侵入するルートでの追い払いを徹底するよう指導した。

小田原市の追い払い隊に対し、支援センターは平成29年度のH群への追い上げの試行事業の結果を踏まえ、S群の行動域へ侵入しないための追い払い方法を指導した。

## 2 被害防除対策

### (1) 集落環境整備

県内各地で集落環境の調査や緩衝帯の整備等が行われるとともに、農作物を早期に収穫することや野菜の残渣を埋設することなど、農地や人家周辺の誘引要因を除去すること等について、市町村等を中心として啓発を行った。

#### ア 西湘地域

市町では、未収穫農作物や廃棄作物など誘引物の適正な処理の啓発活動を行うとともに、餌付けの禁止の周知に取り組んでいる。

県と市町は連携して、H群の行動域である小田原市片浦地区、T1群の行動域である湯河原町鍛冶屋地区において集落環境調査を実施した。

#### イ 丹沢地域

愛川町では住民へ回覧板を回し、自宅敷地内や近所にある果樹について、その本数や種類を記載した。町ではその情報をもとに果樹マップを作成し、マップを基に放棄果樹の除去や果実の収穫等を行った。

秦野市、伊勢原市とも、未収穫農作物や廃棄作物の処理に関する啓発活動を継続した。また、観光客が安易にサルに対しエサを与えないための啓発用看板の設置や誘引物の除去に取り組んだ。伊勢原市子易地区では、住民と協働しヤギ放牧による緩衝帯(約3,000 m<sup>2</sup>)を整備した。

#### ウ 南秋川地域

相模原市では放棄及び取り残し農作物等誘因物の除去の啓発を行った。また、千木良地区鳥獣等被害対策協議会による刈払いの実施及び竹林の伐採を行った。

## (2) 農地への防護柵の設置

市町村等が、農業者による電気柵等の設置を補助した。

### ア 西湘地域

一部の農地でサル用電気柵や防護ネットが設置されているが、電気柵の普及は進んでいない。

### イ 丹沢地域

平成30年度には、各市町村にて、個人の設置する柵に対する補助を行った。

伊勢原市では鳥獣被害防止総合対策交付金を活用し、農地を囲う侵入防止柵を設置した（比々多地区：6ヶ所、3,100m 大山地区：1ヶ所、500m 高部屋地区：7ヶ所、3,100m）。柵を設置した農地に関しては被害の減少がみられたが、未設置の農地に被害が集中しているところもある。

### ウ 南秋川地域

平成30年度には相模原市にて防護柵設置費用の一部補助を行った。

## (3) 追い払い

地域の住民、市町村等が実施主体となり、連携して追い払いを実施した。

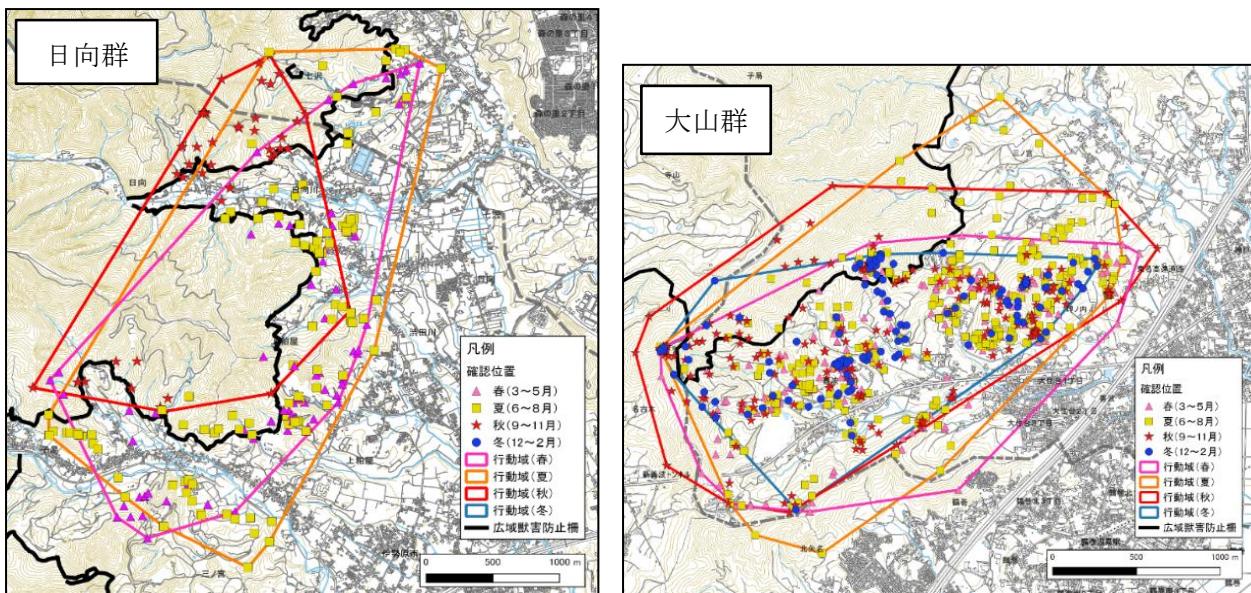
一部の市町村では群れの位置情報を住民へ提供する施策を継続した。厚木市(鳩尾、経ヶ岳、煤ヶ谷の3群)や小田原市、秦野市では地域住民への周知のためホームページでその日のサルの位置情報を公開した。伊勢原市は希望者に群れの位置情報を午前1回、午後1回メール送付した。

相模原市では千木良及び名手地区周辺において猟友会と専門業者による銃器追い払いを行った。また、人の立ち入りや煙火等での追い払いが困難な場所での追い払いに活用するため、県産業振興課、支援センターと連携しドローンによるサルの追い払い実証実験を行った。

支援センターは小田原市追い払い隊及び、伊勢原市・秦野市のサルパトロールに対し、追い払いの研修を行った。

湘南地域の市では、追い払いによって記録されたサルの位置情報や群れに装着したG P S情報、生息情報調査における位置情報などから群れの位置情報をG I S化し、サルの行動や被害状況の把握に取り組んだ。なお、令和元年度より県央、県西地域の市町村においてもG I S化に取り組むこととした。

図1 湘南地域におけるサルの位置情報のG I S化



#### (4) 加害個体捕獲

加害個体として平成31年3月31日現在、県央地域で1頭、県西地域で3頭を加害個体としている。平成30年度は南秋川地域個体群で農業被害を繰り返し起こしていたハナレオス1頭を捕獲した。

また、相模原市南区を皮切りに大和市、座間市、横浜市に出没した後、川崎市の工業地帯の施設内に入り込んだオスのハナレザル1頭について、当該個体により施設の操業が2日間休止したこと、計画対象区域外での出没のため自然の生息地への自力移動が困難であることなどの理由から捕獲した。

### 3 生息環境整備

ニホンザルの行動域周辺の地域で、県及び市町村が水源の森林づくり事業等で、ニホンザルの生息環境の改善にも資する人工林の間伐・枝打、植生保護柵設置等の森林整備を行った。

平成29年度の森林整備の実施状況を表3に示す。（平成30年度結果は集計中。）

表3 ニホンザル行動域周辺での森林整備の実績（平成29年度）

大流域名 (市町名)	森林整備面積 (ha)			
	水源の森林 づくり	県営林 整備	承継分収林 整備	計
早戸川	10.64	26.94		37.58
大山・秦野	40.69		22.00	62.69
愛川	1.83			1.83
厚木			19.87	19.87
清川	39.84			39.84
宮ヶ瀬湖	52.25			52.25
津久井	33.92			33.92
伊勢原				
丹沢湖	18.77			18.77
山北	127.33		19.86	147.19
小計	325.27	26.94	61.73	413.94
小田原市	31.73	15.72	7.10	54.55
箱根町		20.66		20.66
南足柄市	62.86		99.26	162.12
湯河原町		8.96		8.96
小計	94.59	45.34	106.36	246.29
計	419.86	72.28	168.09	660.23

## 4 モニタリング

平成30年度に県が実施した生息状況調査（群れ数、個体数、行動域）の結果は、次のとおりであった。

### (1) 生息状況調査

#### ア 群れ数、個体数

加害群、加害集団を対象に調査を実施し、確認した群れは計22群であった。

表4 群れごとの個体数の推移

(単位：頭)

地域 個体 群名	群れ・ 集団名	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	備考
西湖	S群	24	22	21	20	21	22	25	22	20	18	17	5	
	H群	43	35	32	33	36	45	45	42	44	47	35	31	
	P1群	17	17	19	15	13	9	12	13	5	5	5	2	平成28、29年度は熱海市からの聴取
	T1群	23	27	26	27	29	31	32	33	34	36	28	28	
	T2群	4	4											
	和田山 集団							3	—	—	3	2		平成28年度は熱海市からの聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅したものとして扱う
	小計	111	105	98	95	99	110	114	110	106	108	85	66	
丹沢	ダムサト 分裂群	46	48	50	29	35	25	19	20	15	20	20	19	
	ダムサト群	12	16	12	15	16	16	17	12	12	14	11	14	
	ダムサト 青山集団			3	1									平成22年3月に消滅
	川弟 分裂群					47	51	59	59	64	63	68	60	74
	川弟群	64	66	79	42	46	56	53	57	56	57	63	67	
	半原群							20	23	22	36	36	45	31
	片原群							22	25	31	26	24	16	18
	鐘ヶ嶽群											26	24	20
	鳶尾群	154	118	108	103	107	89	90	92	58	46	42	19	平成31年4月に除去が完了し消滅
	経ヶ岳群	88	82	81	68	69	46	45	54	32	39	34	27	
	煤ヶ谷群	48	63	72	53	54	52	51	47	41	38	47	28	
	日向群	47	51	53	54	59	67	65	52	48	38	36	35	
	高森集団				13	7	3	5	3	3	3	3		平成27、28年度は伊勢原市から聴取 平成29年度は確認情報なし 平成29年度までに消滅としたものと扱う
	子易群	-	10	13	19	20	23	16	13	11	10	10		平成30年2月に除去が完了し消滅
	大山群	37	41	44	49	49	50	54	45	49	32	31	14	
	丹沢湖群	15	14	22	22	22	25	27	28	24	29	33	28	
	小計	511	512	548	508	553	558	553	535	472	472	472	394	
南秋川	K1群	112	119	110	102	107	107	104	96	91	94	89	79	
	K2群	72	80	83	89	96	93	87	81	70	65	49	61	
	K3群	75	75	76	88	99	93	89	74	81	82	83	81	
	K4群	56	72	76	77	73	56	50	53	45	51	61	47	
	川井野(旧 恩方)群									81	80	-	19	平成27年度新規確認 平成29年度は県内での行動少なくカウントなし 平成30年度に第4次神奈川県ニホンザル管理計画における「恩方群」は、東京都八王子市側での呼称である「川井野群」に呼称を変更した。 平成31年3月に神奈川県側を利用した際にカウントしたところ19頭が確認されたが、これが分派していたのか、群れの頭数が減少したのかは不明で注意が必要である
	小計	315	346	345	356	375	349	330	304	368	372	282	287	
	合計	937	963	991	959	1027	1017	997	949	946	952	839	747	

#### イ 行動域調査

加害群について、ラジオ・テレメトリー法及びG P S 発信器により行動域調査を実施した。行動域及び近年の変化は次のとおりであった。

図2 平成30年度加害群の行動域

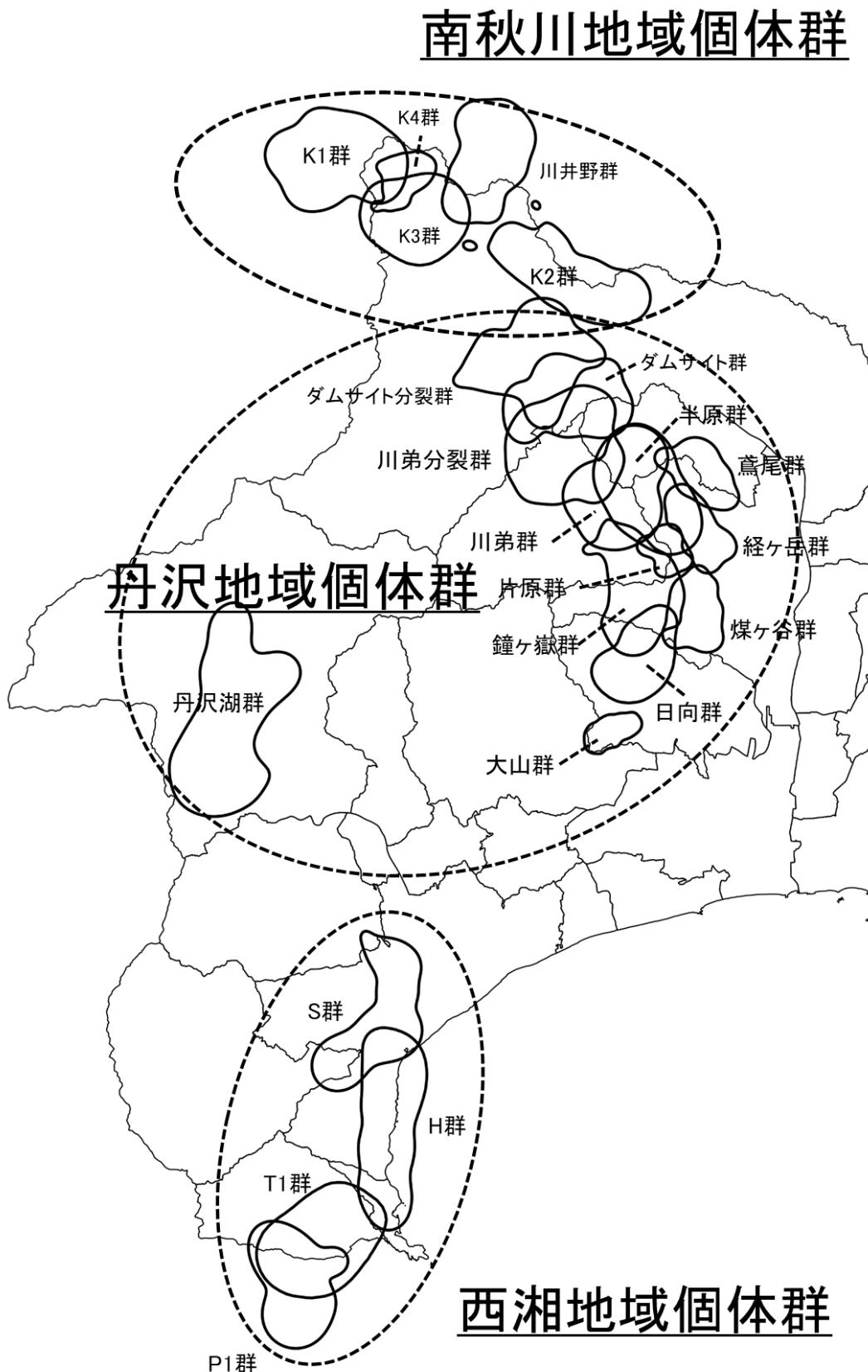


表5 各群れの平成29年度と平成30年度の行動域に関する比較

一部、特筆事項については備考として記入した。

群れ名称	傾向	備考
西湘	S群 昨年度の行動域とほとんど変わらない。	
	H群 昨年度の行動域とほとんど変わらない。冬季の江之浦地区の集中利用は見られなかった。	
	P1群 熱海市側での確認が多い。市街地出没の懸念がある。	熱海市により発信器装着。
	T1群 今年は熱海市側の利用頻度が高まり、やや南西側に行動域が拡大。	分派と思われる行動を確認。
丹沢	ダムサイト分裂群 昨年度に比べ、行動域が南へ拡大。GPS首輪装着によるデータ数増による可能性あり。	
	ダムサイト群 昨年度の行動域とほとんど変わらない。ダムサイト分裂群、川弟分裂群との重複が増えた。	
	川弟分裂群 行動域の全方位で多少の拡大をしているが、GPS首輪装着によるデータ数の増加が原因と考えられる。	
	川弟群 行動域が昨年度に比べ北側が縮小、南西側に拡大。川弟分裂群、半原群、鐘ヶ嶽群との重複が見られた。	
	半原群 行動域が昨年度に比べ東西に拡大。GPS首輪装着によるデータ数増による可能性あり。	
	片原群 行動域はやや縮小。行動域の西半分は鐘ヶ嶽群と重複し、南部は煤ヶ谷群と重複する。	
	鐘ヶ嶽群 行動域は東部、北部、西部に拡大した。GPS首輪装着によるデータ数の増大が影響していると考えられるが、実際に利用範囲が拡大した可能性もある。	
	鳩尾群 群れが数日間、中津川左岸に渡ったため行動域は拡大したが、それ以外は行動域に大きな違いはない。	1月に群れが中津川を渡る。 平成31年4月に群れ除去が完了し消滅。
	経ヶ岳群 昨年度の行動域とほとんど変わらない。半原群との重複が一部で認められた。	
	煤ヶ谷群 昨年度の行動域面積はやや減少。東西に行動域が広がる。	
	日向群 行動域は昨年度より拡大。行動域の北部で鐘ヶ嶽群、煤ヶ谷群と重複。	
	大山群 昨年度の行動域を出ることはほとんどなかった。昨年度行動域の北部の利用が確認されなかった。	
	丹沢湖群 昨年度の行動域より拡大した。GPS首輪装着によるデータ数の増加も影響していると考えられるが、南部の国道246号線沿いへの行動域の拡大が見られる。	
南秋川	K1群 昨年度よりも行動域がやや西に移動。昨年度より神奈川県側の利用も減少。	
	K2群 昨年度と比較し、北部と西部に拡大した。ただしどちらももともと利用していた地域であり、GPS首輪装着によるデータ数増による拡大の可能性がある。	
	K3群 昨年度に比べ、行動域西部の利用が見られなかった。	
	K4群 昨年度に比べ、行動域面積がやや減少。	
	川井野(旧恩方)群 神奈川県側の利用は少ない。	八王子市によりGPS首輪装着。

#### ウ 捕獲個体分析

適正規模とするため縮小する群れ及び適正配置とするための群れ縮小を行う群れについて、今後の群れ管理に寄与するため、捕獲個体の身体状況、繁殖状況、栄養状態、被害防除対策、集落環境整備等の対策の効果を把握し、カウント調査等による群れの性年齢別の頭数構成の把握が妥当であるか検証するため個体分析を行った。これらの群れの捕獲個体

は原則として研究機関へ搬送し、捕獲個体の外部計測、妊娠、栄養状態の把握及び記録の確認を行った。

個体分析の結果、捕獲許可において許可されていない性年齢カテゴリーを捕獲した事例はなかった。ただし、除去する群れにおいて捕獲現場で認識されていた性年齢と、解剖時に判別した性年齢に違いがある個体があった。

また、煤ヶ谷群では1月に出産間近のオトナメスが確認され、若齢個体の妊娠が見られるなどの事象が確認された。

表6 個体分析対象個体

(単位：頭)

群れ名 性年齢区分		K2	K3	K4	鳶尾	経ヶ岳	煤ヶ谷	日向	半原	鐘ヶ岳	合計
年齢区分	群れ名	オス	メス								
アカンボウ	オス	5	4		2	3	5				19
	メス	1	5		4	6	4		1		21
コドモ	オス	4	5	7	2	2	1		1		22
	メス	1	2			1		1		1	6
ワカモノ	オス			2	1		2				5
	メス			1		1	1				3
オトナ	オス	1	2		2		3				8
	メス	2	3		6	2	10				23
合計		14	21	10	17	15	26	1	2	1	107
群れ名 年齢区分		S	H	T1	合計						
アカンボウ					1						
コドモ			1		1						
ワカモノ					0						
オトナ					0						
総計			1	1	2						

## (2) 被害状況調査

農作物の被害は、増減を繰り返しており一定の傾向は見られない。ただし、十分な補償制度がないことや効果的な対策が実施されないと理由により、被害報告を申告しない農業者が多いなどの課題もある。

### ア 農作物被害

農作物被害は、次のとおり発生している。

表7 農作物被害

[上段：被害面積 (ha) 、下段：被害額 (千円) ]

地域 個体 群名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 速報値 (注1)
西湘	4.3 4,346	7.5 8,900	2.9 3,738	2.8 2,820	0.9 2,100	0.3 773	8.2 3,034	0.8 250	1.4 3,328	0.6 2,069	1.22 4,504
丹沢	13.6 22,573	19.6 20,299	26.7 16,586	12.8 9,790	23.1 26,413	16.2 13,554	15.7 19,536	4.7 4,057	4.0 4,961	2.2 1,747	1.52 2,802
南秋川	1.0 594	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	1.3 2,638	0.2 453	0.8 4,100	0.7 2,624	0.42 633
合計	18.9 27,513	27.1 29,198	29.6 20,323	15.6 12,610	24.0 28,513	16.5 14,327	25.2 25,208	5.8 4,759	6.2 12,390	3.5 6,441	3.16 7,939

注1) 西湘及び丹沢湖群は平成30年度第3四半期まで、それ以外は平成30年度第2四半期までの速報値。

注2) ハナレザル、オスグルーブによる被害を含む。

注3) 相模原市分は南秋川地域個体群、山北町分は丹沢地域個体群分に含めた。

注4) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

#### イ 自家用農作物被害

家庭菜園等の自家用作物の被害は、次のとおり発生している。

表8 自家用農作物の被害面積

(単位: ha)

地域 個体群名	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (速報値) (注1)
西湘	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
丹沢	7.98	19.16	7.97	4.80	6.74	3.49	3.81	1.14	1.86	0.74	0.67
南秋川	5.78	1.88	2.72	1.46	5.52	0.52	6.07	2.52	4.20	1.65	0.81
合計	13.76	21.04	10.69	6.26	12.26	4.02	9.88	3.65	6.06	2.39	1.48

注1) 平成30年度第2四半期までの速報値。

注2) 自家用農作物の被害とは、家庭菜園等の出荷を目的とせず、自ら消費する作物の被害をいう。

注3) 相模原市分は南秋川地域個体群による被害とした。

注4) 四捨五入により地域個体群の合計と全体の合計が一致しない場合がある。

#### ウ 生活被害・人身被害

追い払い等の対策を実施しているものの、サルによる生活被害（屋外の物品等の損傷、屋内の物品略奪、人家侵入、生活上の脅威、騒音）や人身被害（傷害、飛びかかる等の威嚇）は、依然として発生している。

表9 生活被害・人身被害

(単位: 件)

地域 個体群 名	区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30 (速報値) (注1)
西湘	生活被害	162	237	247	267	444	428	420	372	412	173	197
	人身被害	5	4	1	1	2	9	10	14	5	6	10
	小計	167	241	248	268	446	437	430	386	417	179	207
丹沢	生活被害	82	194	108	116	196	142	235	310	230	134	69
	人身被害	9	11	49	11	6	5	0	2	1	4	10
	小計	91	205	157	127	202	147	235	312	231	138	79
南秋川	生活被害	5	127	141	61	35	69	65	41	99	56	20
	人身被害	0	0	0	0	1	1	0	0	0	0	0
	小計	5	127	141	61	36	70	65	41	99	56	20
合計	生活被害	249	558	496	444	675	639	720	723	741	363	286
	人身被害	14	15	50	12	9	15	10	16	6	10	20
	小計	263	573	546	456	684	654	730	739	747	373	306

注1) 西湘及び丹沢湖群は平成30年度第3四半期まで、それ以外は平成30年度第2四半期までの速報値

注2) 相模原市分は南秋川地域個体群、山北町分は丹沢地域個体群による被害とした。

## 5 その他

### (1) 広域連携による対策実施の推進

行動域が複数市町村や隣接都県にわたる加害群に対しては、関係機関の連携が有効であることから、関係機関による情報交換を行い、連携した取組みの検討を行った。

東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議及び湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議において、互いの周波数情報やG P S首輪情報等について、適宜情報交換をしていくことで一致した。八王子市と県は、群れに装着したG P S首輪による位置情報をお互いで見られるよう調整を行った。

表 10 広域的に情報交換を行った事例

地域 個体群	対象群	会議等の名称	関係機関
西湘	T 1群 P 1群	湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議	神奈川県：（市町村）湯河原町、（県）県西地域 県政総合センター、自然環境保全課 静岡県：（市町村）熱海市、（県）東部農林事務所、自然保護課
丹沢	大山群 子易群	秦野・伊勢原ニホンザル広域対策協議会	（市町村）秦野市、伊勢原市 (関係団体) JAはだの、JAいせはら
南秋川	K 1群 K 2群 K 3群 K 4群 川井野(旧恩方)群	東京都、山梨県及び神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議	神奈川県：（市町村）相模原市、（県）県央地域 県政総合センター、自然環境保全課 山梨県：（県）みどり自然課、 （市町村）上野原市 東京都：（都）食料安全課、（市町村）八王子市

### III 令和元年度の事業実施計画

第4次神奈川県ニホンザル管理計画（平成29年3月策定）に基づき、現在確認されている22群に対して、各群れを適正な生息域及び適正な規模で管理することを通じて地域個体群を管理するという考え方により、令和元年度の事業実施計画を次のとおり定める。

#### 1 群れの管理

##### (1) 群れ管理の計画

地域個体群を安定的に維持しつつ、群れを適正な生息域と規模で管理するため、群れごとの目標頭数、個体数調整の目的、追い上げ目標エリア等を次のとおり定める。

###### ア 西湘地域個体群

###### (ア) 全般

地域個体群全体の個体数は近年減少傾向にあり、今後、地域個体群の維持が図れない可能性があるため、配慮が必要である。一方で個体数に比して被害は大きく、果樹等への農作物被害が発生しており、特に生活被害及び人身被害は大きなものとなっているため、被害の軽減・根絶を図っていく必要がある。

このため、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 人の生活圏への出没頻度の低下及び生活被害と人身被害の未然防止を図るため、追い上げ、個体数調整、被害防除対策を総合的に推進する。
- ・ 住民、市町、県等の連携体制を整備し、住宅地や農地などサルとの棲み分けを図る場所での追い払いを徹底するとともに、計画的な追い上げを実施する。また、これまでの追い上げや追い払いの取り組み状況や試行結果等を踏まえ、令和元年度中に体制や手法について検討を行う。
- ・ 原則として地域個体群の維持を図りながら、群れ管理の一環として、群れの規模の維持又は縮小を図る個体数調整を実施する。
- ・ 隣接県等との情報交換等を通じて、連携を強化する。

###### 【S群に係る管理困難な群れとしての取扱いについて】

小田原市板橋地区を中心に行動するS群については、追い上げや被害防除対策を徹底しても、行動域が住宅地に及び、生活被害が多発し、人身被害が発生するおそれがある。

なお、S群と同様に西湘地域個体群を構成するH群、T1群について、今後の管理の参考とするため、平成29年3月に、各群れの頭数を30頭を目標として管理した場合の存続確率を過年度の出産率と生存率を活用して算出したところ、群れが絶滅する確率は、1万分の1以下となり、S群を除去したとしても、西湘地域個体群の絶滅を危惧する状況には至らないことが判明した。

のことから、S群については、管理困難な群れとして、平成29年度から除去に取り組んでいる。

### (イ) 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要

西湘地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

また、H群及びT 1群の生息頭数は、平成 28 年度から平成 29 年度のカウント調査にかけて大幅に減少し、平成 30 年度においても減少した理由は解明できていない。両群について群れの状況把握に引き続き取組む。T 1群は平成 30 年度中に分派と思われる集団が確認されたが、この集団が減少した個体であるかはわかつていない。

**表 11 西湘地域個体群の群れ管理計画の概要**

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注 1)	カウント後捕獲数等 (注 2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (R 1)	R 1 捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
S	小田原市 箱根町 南足柄市	5	1	除去 R 1 (注 4)	0 頭	管理困難な群れの除去	4 (注 3)	はこわな 囲いわな くくりわな 麻醉銃 銃器	—
H	小田原市 真鶴町	31	1(2)	生息域、規模を管理 (注 5)	30 頭	適正配置 群れ縮小	4	はこわな 銃器	白銀林道周辺
T 1	湯河原町 真鶴町 (注 6)	28	1(1)	生息域、規模を管理	30 頭	適正規模 群れ縮小・維持	2	はこわな	天照山周辺
P 1	湯河原町 (注 6)	2	(1)	被害地の出没減	—	—	—	—	—
合計		66	3(4)		60		10		

注 1) カウント頭数は平成 30 年度生息状況調査による確認頭数で、西湘地域個体群は平成 30 年 8 月に実施。

注 2) カウント調査後から平成 31 年 3 月末までの捕獲数等。( ) は交通事故死数または自然死数で外数。

注 3) 上記の頭数の他、平成 30 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。

注 4) 除去が完了する目標年度。

注 5) S 群が除去された後、その行動域に H 群が侵入しないよう追い払い、防護柵の維持管理を行う。

注 6) 群れの行動域が静岡県にまたがる。また、P 1 群では平成 30 年度のカウント後にオトナメスが 1 頭交通事故により死亡している。

### イ 丹沢地域個体群

#### (ア) 全般

丹沢山麓に 12 度程度の群れが密集した状態で生息しており、ほとんどの群れの行動域は重複し、追い上げが困難な状態となっていることから、主に「行動域の重複解消と適正な生息域への移動を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 群れの行動域の重なり度合い、追い上げの難しさ、住宅地や農地への依存状況等を踏まえ、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 群れの行動域の重複を解消し、追い上げなどの管理事業を効果的に進めるために、目標頭数を群れ別に定めて個体数調整を実施する。
- ・ 行動域が行政界をまたがる群れについて、隣接市町村の連携による追い上げに取り組む。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没地点の減少及び被害の未然防止につなげる。

(イ) 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

丹沢地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

表 12 丹沢地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注 1)	カウント後 捕獲数等 (注 2)	各群れの管 理の考え方	目標頭数	個体数 調整目的 (R 1)	R 1 捕獲 計画数	捕獲 方法	追い上げ先 目標エリア
ダムサト分裂	相模原市	19	7	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	12 (注 3)	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	—
ダムサト	相模原市 愛川町	14	—	生息域、規 模を管理	—	適正規模 群れ縮 小・維持	—	—	南山方面
川弟分裂	相模原市 愛川町 清川村	74	0	生息域、規 模を管理	30 頭	適正規模 群れ縮 小・維持	20	はこわな 麻醉銃 銃器	金沢林道方 面 早戸川林道 方面
川弟	愛川町 清川村	67	0	生息域、規 模を管理	40 頭	適正配置 群れ縮小	18	はこわな 銃器	法論堂林道 より北側、 仏果山方面
半原	厚木市 愛川町	31	1	生息域、規 模を管理	30 頭	適正規模 群れ縮 小・維持	12 (注 5)	はこわな	経ヶ岳より 北側
片原	厚木市 清川村	18	3	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	15 (注 3)	はこわな 圓いわな 麻醉銃 銃器	—
鐘ヶ嶽	厚木市 清川村 伊勢原市	20	1	生息域、規 模を管理	20 頭	適正規模 群れ縮 小・維持	3	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	鐘ヶ嶽～鳥 屋待沢（権 現沢）方面
鳶尾 (注 6)	厚木市 愛川町	19	15(1)	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	3 (注 3)	はこわな 圓いわな 麻醉銃 銃器	—
経ヶ岳	厚木市	27	13	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	14 (注 3)	はこわな I C T わな 麻醉銃 銃器	—
煤ヶ谷	厚木市 伊勢原市	28	25	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	3 (注 3)	はこわな I C T わな 麻醉銃 銃器	—
日向	厚木市 伊勢原市	35	2	生息域、規 模を管理	25 頭	適正規模 群れ縮 小・維持	15	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	(長期) 大山 北斜面 (中期) 猪山 作業道 薬師林道
大山	伊勢原市 秦野市	14	10	除去 R 1 (注 4)	0 頭	適正配置 群れ除去	4 (注 3)	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	—
丹沢湖	山北町	28	0(1)	生息域、規 模を管理	30 頭	適正規模 群れ縮 小・維持	2	はこわな	大杉山方面
合計		394	77(2)		175		121		

注 1) カウント頭数は平成 30 年度生息状況調査による確認頭数で、丹沢地域個体群は平成 30 年 9 月～10 月に実施。半原群は平成 30 年度部分カウント。

注 2) カウント調査後から平成 31 年 3 月末までの捕獲数等。()は交通事故死数で外数。

注 3) 上記の頭数の他、平成 30 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も個体数調整の対象とする。

注 4) 除去が完了する目標年度。

注 5) 半原群は 29 年度カウント頭数から平成 31 年 3 月末までの捕獲数等を差し引いた頭数を基にしたシミュレーションにより算出された頭数を令和元年度捕獲計画数としている。

注 6) 鳶尾群は平成 31 年 4 月に群れの除去により消滅。

## ウ 南秋川地域個体群

### (ア) 全般

行動域が山間部から住宅地や農地に移動する傾向にあり、農作物被害や生活被害を発生させていることから、主に「住宅地及び農地への出没の半減を通じた被害の軽減、根絶」を目指し、次の事項に重点的に取り組む。

- ・ 隣接都県における群れの状況を踏まえながら、適正な群れの配置、群れ数及び各群れの規模を検討し、追い上げ目標エリア等を定める。
- ・ 事業実施計画に沿って、追い上げ及び追い上げを効果的に進めるための個体数調整を実施する。
- ・ 農地における電気柵の設置や放棄果樹の伐採など誘引要因の除去などによって、出没頻度の低下及び被害の未然防止につなげる。
- ・ 隣接都県との行政界をまたがった群れの管理について、隣接都県との意見交換等を行い、連携を図る。

### (イ) 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

南秋川地域個体群の各群れの群れ管理計画の概要は次のとおりである。

表 13 南秋川地域個体群の群れ管理計画の概要

群れ名	関係市町村	カウント頭数 (注1)	カウント後捕獲数等 (注2)	各群れの管理の考え方	目標頭数	個体数調整目的 (R 1)	R 1 捕獲計画数	捕獲方法	追い上げ先目標エリア
K 1	相模原市 (注3)	79	0【4】	生息域、規模を管理	60頭	適正規模群れ縮小・維持	10	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	県境方面
K 2	相模原市	61	14	除去 R 3 (注5)	0頭	適正配置群れ除去	30	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	小仏山地 (県境方面)
K 3	相模原市 (注3)	81	17【2】	生息域、規模を管理	30頭	適正規模群れ縮小・維持	35	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	鷹取山～県境方面、澤井(柄谷)～県境方面
K 4	相模原市	47	2	生息域、規模を管理	30頭	適正規模群れ縮小・維持	16	はこわな 麻醉銃 銃器 I C T わな	和田峠、陣馬山 (県境方面)
川井野 (旧恩方)群	相模原市	19 (注4)	—	県境方面へ 追い上げ	—	適正規模群れ縮小・維持	—		県境方面
合計		287	33【6】		120		91		

注1) カウント頭数は平成30年度生息状況調査による確認頭数で、南秋川地域個体群は平成30年9月～10月に実施

注2) カウント調査後から平成31年3月末までの捕獲数等。【】は上野原市の捕獲数で外数。

注3) 群れの行動域が山梨県にまたがる。表の他、ハナレオス1頭をK 3群の周辺で捕獲している。

注4) 群れの行動域が東京都にまたがり、神奈川県域への出没が少ない。平成31年3月に神奈川県側を利用した際にカウントしたところ19頭が確認されたが、これが分派していたのか、群れの頭数が減少したのかは不明で注意が必要である。

注5) 除去が完了する目標年度。

## (2) 群れ管理の実施

### ア 追い上げ

各地域個体群で追い上げ目標エリアに向けて、群れが移動するまで徹底して追い上げを行う。追い上げは、地域が一体となって組織的に取り組むよう、県と市町村は働きかけ、支援を行う。

追い上げの実施に当たっては、電波発信器等をサルに装着し、群れの位置を把握することにより、効果的な追い上げの実施に努める。追い上げは、煙火、爆竹、銃器（ゴム弾、花火弾）、エアガン、スリングショット（パチンコ）、イヌなどを使用して人に対する恐怖心をサルに植え付けながら、計画的かつ持続的に実施する。

県は市町村等が実施する追い払いや追い上げ活動に対し、追い払い員などへの技術的支援を行う。

### イ 個体数調整

#### (ア) 個体数調整の方針

群れ管理のため、表14のとおり除去の対象である群れ、維持・縮小の対象である群れに区分し、次の方針のとおり個体数調整を実施する。

表14 令和元年度の個体数調整の区分及び対象群

区分	適正規模とするための群れの縮小・維持	適正配置とするための群れの縮小・除去		管理困難な群れの除去
		【縮小】 追い上げ等対策の効果の向上のため、必要な規模に群れを縮小する。	【除去】 群れの適正配置の観点からやむを得ないものとし除去する。	
対象群	T 1、川弟分裂、半原、鐘ヶ嶽、日向、丹沢湖、K 1、K 3、K 4	H、川弟	ダムト分裂、片原、鳶尾、経ヶ岳、煤ヶ谷、大山、K 2	S

#### ○ 除去の対象である群れ

平成30年度ニホンザル生息状況調査における確認頭数に、調査後に出生した個体等を加えた全頭を捕獲可能とするが、除去に至るまでの過程での分裂による被害の拡大が懸念される場合等は、必要に応じて捕獲されたオトナメスの放棄も検討する。

#### ○ 縮小の対象である群れ

表15に記載される頭数を上限とする。なお、オトナメスを捕獲する場合は、群れの中でないオトナメスの捕獲を行う。また、アカンボウがオトナメスと同時に捕獲された場合は、原則として同時に捕獲されたオトナメスと合わせて、処分又は放棄を行う。

なお、発信器個体は、除去が完了する場合等を除き、原則として放棄する。

表15 令和元年度 群れ別・性年齢別個体数調整対象個体数

個体数：平成30年度ニホンザル生息状況調査の確認頭数。ただし除去群は生息状況調査の確認頭数からカウント後捕獲数等を差し引いた頭数を記載した。

捕獲計画数：平成30年度の生息状況調査の確認頭数から平成31年3月末までに捕獲等された頭数を差引いた頭数をベースに、群れ構成に応じた捕獲計画数を算出した。

【適正規模とするための群れの縮小】

	T 1		川弟分裂		半原(注1)		鐘ヶ嶽	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	11	2	14	18	10	11	1	3
コドモ	1		20		13		8	
ワカモノオス	1		5		2		1	
オトナオス	2		5		5		0	
ワカモノメス	0	0	1	0	4	0	0	0
オトナメス	12	0	25	2	14	1	8	0
ワカモノ不明	-	-	3	-	-	-	2	-
オトナ不明	1		1		-		-	
合計	28	2	74	20	48	12	20	3

注1) 半原群の個体数及び捕獲計画数は、例年の出産率や死亡数、平成30年度捕獲数等を勘案して算出したシミュレーションに基づく数値。

	日向		丹沢湖		K 1		K 3	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	13	13	5	2	14	8	23	30
コドモ	2		8		24		20	
ワカモノオス	1		1		0		1	
オトナオス	1		2		5		7	
ワカモノメス	0	0	2	0	1	0	0	
オトナメス	17	2	9	0	24	2	26	5
ワカモノ不明	1	-	1	-	8	-	4	-
オトナ不明	-		-		2		0	
不明	-		-		1		-	
合計	35	15	28	2	79	10	81	35

	K 4	
	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	12	14
コドモ	15	
ワカモノオス	0	
オトナオス	2	
ワカモノメス	0	
オトナメス	14	
ワカモノ不明	4	
合計	47	16

【適正配置とするための群れの縮小】

	H		川弟	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
アカンボウ	11	4	15	16
コドモ	6		24	
ワカモノオス	1		1	
オトナオス	1		3	
ワカモノメス	0	0	2	0
オトナメス	12	0	22	2
合計	31	4	67	18

【適正配置とするための群れの除去】

	ダムサト分裂		片原		鳶尾		経ヶ岳	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	12	12(注)	15	15(注)	3	3(注)	14	14(注)

注) 上記の頭数の他、平成 30 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

	煤ヶ谷		大山		K 2	
	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数	個体数	捕獲 計画数
合計	3	3(注)	4	4(注)	47	30

注) 上記の頭数の他、平成 30 年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

### 【管理困難な群れの除去】

	S	
	個体数	捕獲 計画数
合計	4	4(注)

注) 上記の頭数の他、平成30年度生息状況調査以降、出生等により増加した頭数も対象とする。

#### (イ) 個体数調整の方法

原則としてはこわな又は囲いわなを用いて実施し、はこわな又は囲いわなでの捕獲が困難な場合は、他の捕獲方法により実施する。

なお、新たに銃器による捕獲に取り組む市町村は、具体的な手法を県と調整しながら実施する。

#### (ウ) はこわな以外の個体数調整の手法を計画する対象群について

令和元年度に銃器捕獲、麻醉銃捕獲、囲いわなによる捕獲、ICTわな捕獲を計画している群れは以下のとおりである。

表16 令和元年度はこわな以外の個体数調整の手法を計画している対象群

銃器捕獲	S群、H群、ダムサイト分裂群、川弟分裂群、川弟群、片原群、鐘ヶ嶽群、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群
麻醉銃捕獲	S群、ダムサイト分裂群、川弟分裂群、片原群、鐘ヶ嶽群、鳶尾群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群
囲いわな捕獲	S群、片原群、鳶尾群
ICTわな捕獲	ダムサイト分裂群、鐘ヶ嶽群、経ヶ岳群、煤ヶ谷群、日向群、大山群、K1群、K2群、K3群、K4群

#### (エ) 捕獲個体の取扱い

捕獲個体の取扱いについては、次の事項に留意する。

なお、県が指定する捕獲個体については原則として捕獲個体分析の対象とするため、県が示す送付先に送付する。それ以外の捕獲個体については山野に放置することなく適正に処理する。

- a 捕獲許可を受けていない個体が捕獲された場合は、元の生息地に放棄する。放棄の際には、必要に応じて人の声や煙火などで刺激や痛みを感じさせる条件付けによって人への警戒心を持つことを学習させた上で放棄（学習放棄）を行う。
- b はこわな又は囲いわなにより捕獲した個体は、麻酔薬の投与や銃器による止めさしなどできる限り苦痛を与えない方法により殺処分し、実験動物としての利用はしない。

## 2 被害防除対策

### (1) 集落環境整備

サルが近づきにくい環境をつくるために、農地周辺では、山林と農地の間の雑木、藪、雑草などの刈り払いを行い、農地の野菜や果実の取り残しや放棄果樹、廃棄果実については、全て収穫するか廃果を埋めるなど適正な処分を行う必要がある。人家周辺では、屋外に生ごみを放置しないことや、庭先の果実の収穫、商店の食料品管理などを徹底する必要がある。

こうした集落環境整備が地域主体で行われるよう、市町村、県及び農業者団体等は、集落の状態を地図化して地域で共有する集落環境調査や、調査に基づいて行われる集落環境整備の計画づくりと実行を支援する。

地図化の一環として、県は市町村にフリーのGISソフトであるQGISと基盤となる地図データセットを提供し、被害や対策状況についてのGIS化を推進する。

### (2) 農地への防護柵の設置

県及び市町村は、農業者団体と連携し、農業者等がサル対策として効果がある電気を使用した防護柵（電気柵）やネット等で上面も覆った防護柵を設置することを、その効果や成功事例の普及などを通じて促進するとともに、設置された防護柵の管理の徹底を農業者等に働きかける。

### (3) 広域防護柵の設置

人の生活圏と森林の境界部へ広域防護柵として電気柵を設置し、被害軽減と棲み分けを図る。

市町村は、農業者団体と連携し、広域防護柵を地形、農地の状況など地域の実情に合わせ必要に応じて設置し、県は設置に際して技術的、財政的な支援を行う。

また、広域防護柵の効果を持続させるため、定期的に下草の除去を行うなど、適切な維持管理が必要であり、市町村は、住民、農業者などによる維持管理を促進する。

### (4) 追い払い

農地、住宅地等に出没する群れや個体に対しては、住民を中心に地域が主体となった追い払いを実施し、県及び市町村は、地域の取組みを支援する。

なお、追い払いの実施に備えて事前に地域周辺を調査し、予め追い払う方向を定めておく。

### (5) 加害個体捕獲

群れの中の特定の個体が、人家侵入や人への威嚇行動をとるなど人身被害を発生又は発生させるおそれがある場合には、加害個体として特定、捕獲し、原則として殺処分とする。ただし、群れ管理に影響が生じる可能性がある場合は、学習放逐等の対応も可能とする。

また、群れから離れたハナレザル又はオスグループについては、農作物被害・生活被害を繰り返し起こし、追い払いを実施しても被害が防止できない場合には捕獲する。

加害個体及びハナレザル等の捕獲は、はこわな又は銃器、麻醉銃を用いて行い、捕獲個体の取扱いについては、「P22（エ）捕獲個体の取扱い」を準用するものとする。

加害個体等の捕獲は、市町村が県の許可を受けて実施する。

### 3 生息環境整備

人の生活圏とサルの行動域の重複を解消し、棲み分けを図っていくために、人工林の間伐や混交林化を進め、林床植生の回復や広葉樹の生育を図ることを通じて、サルを含む野生動物の山間部における生息環境整備を進める。

#### (1) 水源の森林づくり事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の水源林において、水源かん養機能の維持、増進を目的として、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、植生保護柵設置等の森林整備を行い、林床植生の回復、混交林化等を図る。

#### (2) 県営林整備事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺の県営林において、第12次神奈川県県営林経営計画に基づいて、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壤保全工等の森林整備を行い、林床植生の回復を図る。

#### (3) 市町村による森林整備の事業

ニホンザルの行動域及び追い上げ目標エリア周辺で、市町村は、ニホンザルの生息環境の改善にも資する間伐、枝打ち、土壤保全工等の森林整備を行う。

### 4 モニタリング

県は、市町村などの協力を得ながら、モニタリングを実施する。モニタリング結果は、管理事業の効果検証、計画や事業の見直しの検討に活用するとともに、関係者と情報共有し、地域の対策等の検討にも役立てる。

#### (1) 生息状況調査

県は、地域個体群の群れ数、個体数、行動域、食性、分派の有無などの調査を実施し、生息状況を把握、評価するとともに、出没地点や頻度、被害状況などから群れの特性を把握し、対策の効果の評価や対策の優先順位の検討に活用する。

また、県は、市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体の情報把握と計測・記録等を行い、個体数調整等の的確な実施と検証に活用する。

##### ○ カウント調査

県内に主な行動域がある加害群について、雌雄・成幼獣別に個体数を把握するためのカウント調査を行う。

##### ○ 行動域調査

各加害群を対象として、発信器を用いて行動域を把握する行動域調査を行う。

##### ○ 捕獲個体分析

市町村などの協力を得ながら、個体数調整により捕獲された個体及びその他の要因による死亡個体のうちメスを対象として、情報把握と計測・記録等今後の被害防止対策の効果を検証するため、捕獲個体分析を行う。

#### (2) 被害状況調査

市町村は、農業者、農業者団体などの協力を得て農作物などの被害額、被害面積などの情報を収集して県に報告し、県は、報告された被害状況を取りまとめ、市町村等への情報提供やホームページでの公表を行う。加えて、報告内容を分析し、地域の取組みに活用できるよ

うフィードバックを行う。なお、報告の方法については、農業者等が報告しやすくなるよう市町村や農業者団体等と協力して検討する。

また、市町村は、県と連携して住宅地や農地等の被害が発生する地域でのサルの出没地点や被害の取りまとめ等を行うことで、被害状況を集落単位で把握し、収集した情報をもとに地域の実情に即した被害防除対策を実施する。

### (3) 対策状況調査

市町村は、関係機関の協力を得ながら、群れ管理、被害防除対策、生息環境整備などの対策の状況を把握し、県は対策状況を取りまとめ、集落単位で被害状況と対策状況を合わせて地図化する。

### (4) 調査結果の分析

県は、(1)～(3)による調査結果等の情報を集約・分析し、分析の結果をもとに、出没の増減や被害の状況等に基づき、神奈川県鳥獣総合対策協議会における専門的見地からの検討等を通して、対策効果の検証・評価を行い、計画及び事業の見直しや地域の関係者等へ向けた情報提供・普及啓発などに活用する。

## 5 その他

### (1) 広域連携による対策実施の推進

サルの生息域は東京都、山梨県、静岡県にもまたがることから、これらの都県及び隣接する市町村と情報交換会等を開催し、生息状況、被害状況等について情報交換するとともに、各都県・市町村における対策の考え方や実施結果等について情報共有を図る。

- 山静神東ニホンジカ・ニホンザル等情報交換会
- 湯河原町及び熱海市を行動域とするニホンザル被害対策連絡会議
- 東京都、山梨県、神奈川県域に生息するニホンザルに関する対策会議

### (2) 県民説明会の実施

県は第4次計画の中間年にあたる令和元年度中に、サル管理事業の実施状況、成果、課題等について情報を整理し、事業の点検を行う。この結果を後半のサル管理計画の事業に反映させるとともに、必要に応じて第4次計画の変更を検討する。

また、これまでの取り組みや課題、今後の方針や検討などを含めた県民説明会を実施し、関係機関や地域住民との情報共有と普及啓発等を図る。



神奈川県

環境農政局緑政部自然環境保全課

横浜市中区日本大通1 〒231-8588 電話 045(210)1111 (代表)